

第 18 南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 1 月 25 日（金）午前 9 時 30 分から 9 時 47 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子			
会長職務代理者	9 番	西田	三郎			
農業委員	1 番	古市	道則	2 番	中里	安男
	3 番	池亀	昭次	4 番	牛野	進一郎
	6 番	小山	重和	7 番	河野	律雄
	10 番	西田	暁	11 番	高田	照美

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	中峯	哲義	ロ.	高田	正一
ハ.	小脇	浩一	ニ.	柳田	和則
ホ.	中島	一三			

4. 欠席委員

農業委員

8 番 寺田 誠

農地利用最適化推進委員（順不同）

ヘ.	雨田	俊孝	ホ.	小山	幸良
チ.	片板	大作			

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 26 年度第 8 号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 30 年度第 18 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市 義朗
農地振興係長	戸川 修一郎
農地振興係主任	日高 隆一郎

7. 会議の概要

事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。
(農業委員のうち) 議席番号 8 番、寺田 誠 委員、(農地利用最適化推進委員のうち) 雨田 俊孝 推進委員・小山 幸良 推進委員・片板 大作 推進委員が欠席であります。

事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第 18 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 6 番、小山重和 委員。7 番、河野 律雄 委員を指名します。

議長 日程第 2、(議案協議) 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 26 年度第 8 号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について、を議題といたします。

事務局 それでは、事務局より議案第 1 号の説明をお願いいたします。戸川係長。
議案第 1 号は農用地利用集積計画の一部変更(賃借権 1 件)について承認を求めるものです。

資料は 3 ページをお開きください。

当初公告年月日は平成 27 年 3 月 31 日で、その期間は平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間設定でしたが、平成 30 年 11 月 1 日、耕作者の変更により合意解約されております。

4 ページをお開きください。変更計画内訳書の説明を行います。

利用権設定等をする者は、南種子町〇〇××番地 A、故人なのでその息子、B が相手方になります。経営面積 ●●㎡。利用権設定等を受ける者は、南種子町〇〇××番地 C・62 歳、経営面積 ●●㎡です。

合意解約に至った土地の所在は、〇〇字△△××番・同××番、〇〇字△△××番・同××番、登記及び現況地目は 田、面積は 4 筆合計 ●●㎡、水稲を作付けしております。賃借料は 10 アール当たり 1 万円です。

5 ページに図面を、6 ページに合意解約通知書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上、議案第1号について承認を求めるものであります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議長 質疑ありませんか。
議長 「異議なし。」の声あり

議長 異議がないようですので、議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成30年度第18号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について、を議題といたします。

事務局 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。戸川係長。
議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成31年1月31日を公告日とする農用地利用集積計画（賃借権5件）を定めたいので承認を求めるものです。

資料は9ページをお開きください。

期間の始期を平成31年2月1日から平成37年1月31日が終期の6年間存続で、畑 ●●㎡です。

資料は10ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

整理番号1番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 D・82歳、経営面積 ●●㎡。利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 E、経営面積 ●●㎡。

土地の所在は、○○字△△××番、畑 ●●㎡を含む5筆 ●●㎡。

賃借料は10アール当たり1万円の口座振込で、6年間存続の再設定です。

続いて整理番号2番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 F・83歳、経営面積は ●●㎡。

土地の所在は、○○字△△××番、畑 ●●㎡を含む4筆 ●●㎡。

整理番号3番、G・90歳、整理番号4番、H・81歳。資料11ページの整理番号5番、I・78歳、共に利用権の設定を受ける者はEです。内容については後ほどお目通し願います。

なお、図面を12ページから17ページに添付していますので、こちらも併せてお目通し願います。

以上、賃借権について説明した者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第2号の農地利用集積計画について承認を求めるものであります。

よろしく願いいたします。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請（委員会許可）について、譲渡人・J、譲受人・K を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。日高主任。19ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が1件です。

整理番号1番の資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 J。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 K です。

土地の所在が、〇〇字△△××番、地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、20ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は21ページから添付しています。

この件につきましては、1月15日の現地調査において耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、調査委員が寺田委員になっておりますけれども、本日欠席でございますので、農地部長から説明をよろしく願いいたします。

農地部長 整理番号1番について説明いたします。

この土地につきましては、1月15日に現地確認をしたところでございます。現地調査の当日は、事務局と会長、地区担当委員、農地部長である私の立会いの下で実施をいたしました。譲受人のKさんは作業に向かう途中でありましたが、立会いをしていただきまして確認をしたところでご

ざいます。

本件につきましては、Kさんの話によりますと、以前に農地の売買がされておりまして、今回は所有権移転の手続きを行うための申請でございます。売買価格につきましては、〇〇円ということで、この土地につきましては、Kさんの宅地の隣に面している農地でございます。Kさんがここに家を構えてからずっと欲しいなと考えていたところ、Jさんとの話し合いが^{いきさつ}ついて、数年前に購入したという経緯でございます。

今後につきましては、採草地として農地を利用していくとのことですので、以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地・〇〇字△△××番地 外19筆を議題といたします。

事務局 それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いいたします。日高主任。資料27ページをお開きください。

議案第4号は農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号1番。該当所有者が、南種子町〇〇××番地 L。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、地目は畑、地積は ●●㎡。外19件・19筆の合計で20筆、地積合計が ●●㎡になります。

この20筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

整理番号1番から11番につきましては、平成30年11月27日の農地部員による農地パトロール、残り整理番号12番以降につきましては、1月15日の現地調査において確認をしております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。

右の会議録次第は、書記により記載されたものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。